

にいがた 2 km 内で工事中の建築主のみなさまへ  
白い工事用仮囲いを活用してみませんか？

# 「にいがた 2 km」における、 屋外広告物の規制緩和のご案内



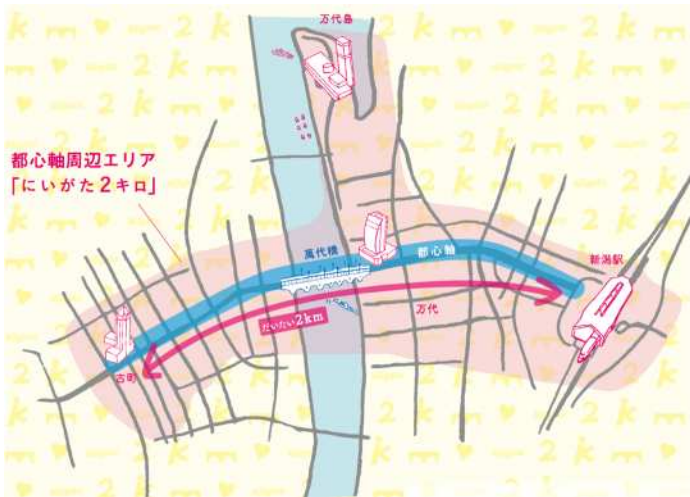
新潟市では都心エリア「にいがた 2 km」での都市機能の集積や、多くの方が集う賑わい創出に取り組んでいます。建物の建て替え工事が今後増えていくことが予想されるなか、一方で安全管理のために設置している白い工事用仮囲いは、歩行者の目線では殺風景に映ります。

令和 4 年 1 月から、にいがた 2 km の周知を兼ねて、建物工事に伴い設置する仮囲いを対象に広告物の掲出の規制を緩和する社会実験を行ってきましたが、多くの工事現場でご活用いただき、都心エリアの賑わい創出に貢献できると判断できたため、制度として本格実施します。

## 対象エリア

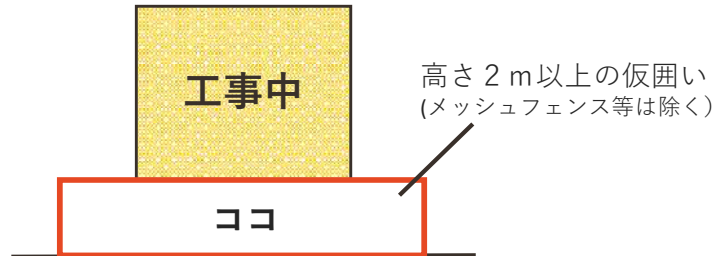
新潟駅周辺、万代、古町、万代島地区

※ 以下の図の範囲を対象としていますが、  
事前相談をお願いします



## 緩和の概要

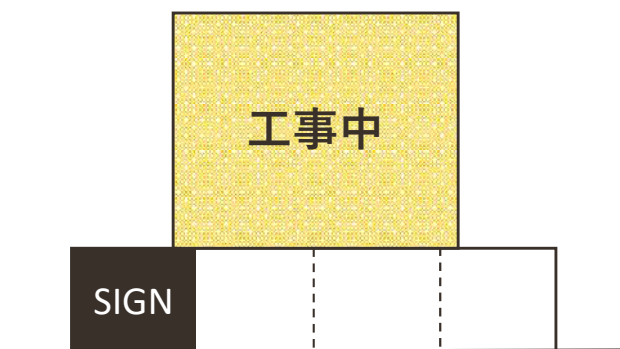
緩和開始	令和 5 年 4 月 1 日から
緩和対象	建設工事等に伴い設置されている <b>工事用仮囲い</b> への表示
緩和要件	・市が作成した <b>指定ロゴ</b> を設置 (設置のルールは裏面参照) ・広告の内容が <b>公序良俗に反しない</b> もの等



## 緩和の内容

### 緩和前

・ 広告物の表示面積は壁面の**1/4以内**



### 緩和後

・ **表示面積の制限無し!**



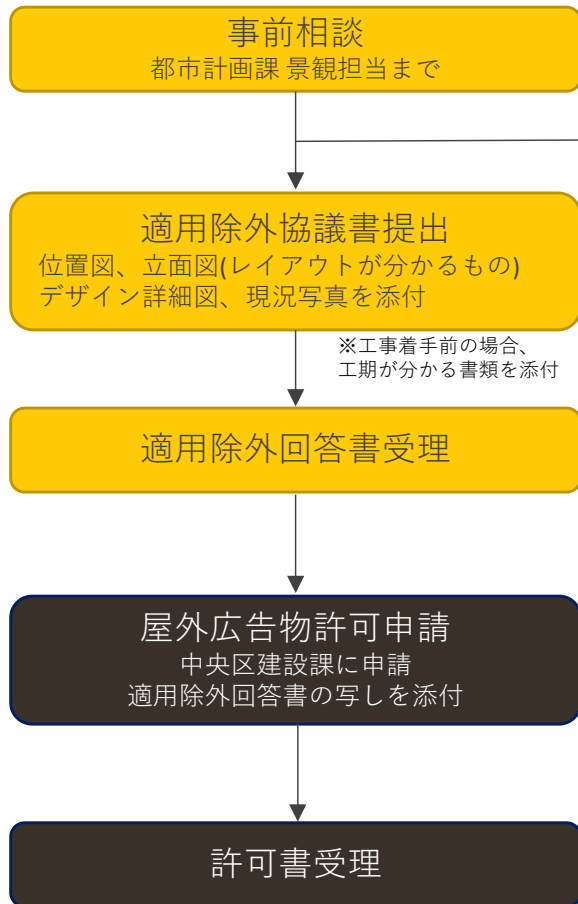
**注意**  
屋外広告物  
許可申請(手  
数料)が必要。

道路占用許可  
が必要な場合  
広告物に対  
しても**占用料**  
が必要となる場  
合があります。

活用例：第三者に貸し出すことで**新たな広告収入**が見込めます

※道路占用許可を要しないものに限る

## 手続きの流れ



**！ご注意ください！**  
事前相談は中央区建設課では  
適用除外協議  
受け付けていません

### 緩和を受けられない掲出内容

- ・公序良俗に反するもの
- ・政治性又は宗教性があるもの
- ・景観又は風致を害するおそれのあるもの
- ・公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を与えるおそれのあるもの
- ・道路交通上支障となるもの
- ・掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの（工事の安全性を阻害するもの等）

### 道路占用許可申請

道路占用許可が必要

屋外広告物許可申請  
中央区建設課に申請  
適用除外回答書の写しを添付

### 設置

※広告物の貼り替えをする場合は、事前相談  
をお願いします。  
表示内容や形状等について確認が必要です。

## Q & A

Q：申請者は誰になりますか？

A：広告物を掲出する方（建築主、工事施工者、広告業者等）になります。

Q：工事現場一か所につき、申請者数や広告物数の制限はありますか？

A：一面につき一申請者です。一面当たりの広告物数の決まりはありませんが、申請者が責任を持ち、調和のとれたレイアウトで広告物を掲出してください。また、複数面を一申請者で掲出する場合、指定ロゴは最低一面に掲出してください。

Q：公道を一部占用して仮囲いを設置する予定ですが、道路管理者と広告の協議は別途必要ですか？

A：道路管理者には道路占用許可と併せて説明をお願いします。

Q：指定ロゴ設置のルールはありますか？また、指定ロゴ作製・設置費の補助はありますか？

A：以下の通りルールがあります。

また、指定ロゴ作製・設置費の補助はありません。申請者よりご対応いただきます。

### 【指定ロゴの設置について】

- ① 指定ロゴは市が指定する右図のものから1つ以上設置する
- ② データは市で提供。作製・設置費用は申請者の負担とする
- ③ 他法令（道路占用等）協議は設置者が別途実施する



0.12㎡以上

直径40cm以上  
4色以外にも変更可

## 問い合わせ先

屋外広告物の規制緩和に関すること 都市政策部 都市計画課 景観担当

TEL:025-226-2825

R5.4